



こうばるから

こんにちは

第2号

2015年5月29日



石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 通信

長崎県と佐世保市は公開質問状への回答・説明会を拒み、第2次収用裁決申請の準備、付け替え道路着工など、既成事実づくりに躍起になっています。

1. 土地収用法関係のこれまでの経過

- ① 起業者・長崎県と佐世保市は、事業認定申請を九州地方整備局に2009年11月9日に提出。
- ② 国交省は事業認定処分を2013年9月6日に下しました。
- ③ 2014年9月5日、起業者は長崎県土地収用委員会に事業認定未保留分中の「付け替え道路用地として、土地4件」について収用裁決申請を申立しました。(第1次収用裁決申請と呼びます)
 - ◇ 長崎県収用委員会、2014年12月16日と2015年2月17日に開催して終結としました。
 - ◇ 当方(石木ダム建設絶対反対同盟と支援団体 及び、石木ダム対策弁護団)は、下記の視点で対応しました。
 - 石木ダムは全く不要である。公益性の高い事業で考えられる補償ではなく、原発被災と同様、違法行為への損害賠償である。
 - いわゆる路線価による財産権の補償は論外。「ふるさとの喪失」への補償を含めた完全補償を求める。
 - 除本理史大阪市立大学大学院教授からこの考え方を支持する「完全補償に関する意見書」を長崎県収用委員会に提出いただきました。
 - これらの考え方で補償金を積算するならば、石木ダム事業は代替案より高くつくことになり、起業者の「石木ダムが最も有利」論が破綻するのは明らかです。
- ④ 起業者は、第2次収用裁決申請の用意開始を明らかにしました。対象は、ダム本体用地にある土地と家屋4軒です。
 - ◇ 収用裁決申請書添付図面作成のための現地測量を2015年1月13日～16日に試みました。地権者の皆さんと支援者はこれを拒否し、連日の行動で断念させました。
 - ◇ 4世帯の土地家屋を含むダム本体予定地(約3万平方メートル)の収用裁決申請に必要な土地・物件調書への署名、押印の受け付けを4月13日～5月15日としました。地権者は押印を拒否しました。
 - ◇ 収用裁決申請が出されたならば、当方は、下記の視点で対応します。
 - 上記③で記した当方の視点を徹底します。
 - 「ホテルの里」「こうばるの地域社会」の復元不可能な価値を収用委員会に認めさせる手立てを考えます。

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会

〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町6-2-28

電話&FAX 045-877-4970

ゆうちょ銀行口座

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 00270-9-136202

2. 通行妨害禁止仮処分命令申立関係

- ① 2014年7月30日～8月5日の付け替え道路着工を、反対派が説明要請行動で断念させました。
- ② しかし、長崎県は8月7日、長崎地裁佐世保支部に23人を対象に通行妨害仮処分を申請しました。
- ③ 長崎地裁佐世保支部は3回の審尋を経て、2015年3月24日、16人に妨害禁止の仮処分を決定しました。その16人が同様な行動をとると、制裁が科せられることとなります。
- ④ 2015年5月19日から連日、工事を再開しようと県は工事用地入りを試みていますが、反対のプラカードを掲げた無言の要請行動に、工事再開をすることなく引き上げています。
 - ◇ 当方は、下記の視点で対応しています。
 - ▶ 妨害禁止の仮処分を受けた人たちを除いた人たちが工事再開に対応する。不要な石木ダム事業のための付け替え道路工事再開に対して「石木ダムは不要である。不要なダムのための付け替え道路工事には理由がない。必要と言うのであればしっかり説明されたい。」と説明要請行動を行う。
 - ▶ 当方の説明要請行動を無視して工事再開を強行するのであれば、その様子をしっかりと監視し、写真や動画を広く発信し、全国から長崎県への抗議を集中する。現地での長崎県の暴挙を監視する体制を整えるため、必要に応じて、全国に監視の支援を呼びかける。

3. 公開質問状への対応

これまでに長崎県と佐世保市に対して、「石木ダムが必要としているのであるから、こちらの質問に対して具体的なデータに基づいてきちんと答えられるはず。」なので、公開質問状を提出してきました。それに対する起業者それぞれの対応を整理します。

① 長崎県

長崎県は公開質問状に対する回答・説明会に2014年6月21日、7月11日、8月3日の3回は応じましたが、その後は9月5日に収用裁決申請を提出して今日に至るまで説明会開催を拒否しています。回答・説明で明らかになったことは、「石木川合流点下流の河道整備が進んだことで、現在は過去最大洪水が流れ着いてもすべて安全に流下できる」＝「過去の洪水再来対応には石木ダム不要」です。長崎県は、「計画高水流量1,130m³/秒を超え、100年に1回の最大洪水としている基本高水流量1,400m³/秒に対応する洪水対策として石木ダムは必要」、と説明を変えました。

当方は、①基本高水流量1,400m³/秒はその算出方法から発生確率が1/100より遙かに小さいこと、②算出過程で異常値棄却検定をしていれば採用されないこと、③1,130m³/秒を超えて1,400m³/秒対応とするにしても、ダム以外の代替案が遙かに有利なこと、④1,400m³/秒としても、計画河道整備で下流域を安全に流下すること、⑤石木川合流点直上流（倉本橋地点）までの流下能力はこの先20～30年は1/30対応としているので、1/100対応の基本高水洪水は石木川合流点に至るまでに溢れてしまい、石木ダムがあったとしても洪水調節の役を果たす機会がないこと、などを明らかにし、石木ダムは治水上不要と迫りました。しかし、長崎県は、石木ダムの必要性は事業認定庁が認めたことなので、必要性に関する話し合いはできない、としてそれ以降の話し合いを拒否しています。

② 佐世保市

佐世保市は、2014年3月14日、4月11日、5月23日、7月11日、の4回は回答・説明に応じましたが、その後は長崎県と同じく、9月5日の収用裁決申請から今日まで、当方が提出している公開質問状への対応を拒否しています。

当方は、①佐世保水道は現在十分に水が足りていること、②水需要予測はまったく恣意的で科学的根拠がないこと、③保有水源水量を違法に低く評価していること、④平成6年渇水再来への対応が必須としているが、再来した場合どうなるのかを明らかにしていないこと、⑤当方が平成6年渇水再来のシミュレーションを行った結果、H19年渇水時の減圧給水による10%節水で十分対応可能であり、実生活にほとんど影響がないこと、などを明らかにしました。よって、佐世保水道にとって、石木ダムは不要で

あると論戦を挑んでいます。佐世保市も長崎県と同様、「石木ダムの必要性は事業認定庁が認めたことなので、必要性に関する話し合いはできない」、としてそれ以降の話し合いを拒否しています。

③ これからの取組み

- ① これまでに分かったこと＝「治水・利水両面で石木ダムは不要」を広く受益予定者に伝えること。
- ② このような無駄な事業より遙かに優先度の高い事業を指摘して、それらの事業に石木ダムの財源を回すように提言すること。
- ③ 石木ダムが不要であることを認めずに、土地収用法を適用していわゆる路線価を基準に補償をすればよいとしている起業者に対して、「ふるさとの喪失」を含めた完全補償を求めること。結果的には他の代替案より高くなり、「石木ダムありき」は破綻するでしょう。
- ④ 以上のことを受益予定者とされている、佐世保市民・川棚町民と共有を図るために、起業者が参加した討論集会を開催することを求めます。

④ 「ダム必要なし」がますます明らかに・・・補助事業指定解除を

- ① 上述のように、治水面においても利水面においても最早、石木ダムの必要性は全くないことが明らかになりました。
- ② このようなダム事業が国交省の治水事業として、厚労省の水道水源開発事業として、補助事業指定になっていることの見直しを求め、補助事業指定解除を迫る必要があります。
補助事業指定が解除されるならば、長崎県・佐世保市共に事業続行を断念するしかなくなります。
- ③ その入り口として、本体工事着工前の補助事業再評価を行わせることを国交省と厚労省に求めます。

4. 行政不服審査請求関係

意見書提出、認定庁からの弁明、それに対する反論提出が終わっています。次に予定されるのは意見陳述です。審査庁は、陳述申出者を東京に呼び出して意見を聞くことにしています。しかし本件は収用対象者（収用対象地権者は共有地権者も含まれる）が長崎県民 13 世帯 60 名であることから、数十人の陳述申出者が意見陳述のために出向くには 100 万円を遙かに超える費用がかかります。更に、自分たちの将来に関わることであるから当然傍聴の必要があること、認定庁の考えを質したいこと、などから、長崎県川棚町で開催し、公開で起業者との質疑応答が可能な形で行うことを審査庁に要請しています。5 月 26 日（水）11 時からこの問題で、佐世保市出身（選挙区は福岡県）で共産党の真島省三衆議院議員が土地収用管理室の担当者と呼んでヒアリングを行うことになっています。この要請書を添付いたします。

5. 現地からの最新情報

石木ダム 現地の今と大きな支援

石木川まもり隊 松本美智恵

いま石木ダム建設予定地では、付替え道路工事を再開しようとする長崎県と、それを阻止する地権者や支援者とのガチンコ勝負が続いています。しかし、昨年夏の阻止行動とはちょっと雰囲気違います。昨年は帰れコールや抗議の怒号や「こうばるのうた」などが飛び交っていたのですが…。今回は、静かな無言の阻止行動です。

工事再開に無言の抗議

「工事強行より話し合い！」「中村知事！地元の理解は得ましたか？」「妨害はしていません。知事との話し合いを要請しています」などと書かれたプラカードを掲げ、意思表示。顔には中村知事のお面を被って、お揃いの法被を着て、モンペをはいた統一ファッション。そう。誰が阻止行動をやっているのかわからないようにするためです。昨年のように通行妨害の仮処分を受けたら、阻止行動を担う人たちがどんどん減っていきますから、できるだけ今の第2陣が頑張れるように、身元不詳作戦に出たのです。

石木ダム事務所長は「警察権力の導入は考えていない」「入れる状況になったら入る」つまり根競べだと言っています。これから梅雨が来て、真夏が来て、いつまで続くのか…真面目に考えると辛いものがあるので、なるべく今を楽しく、いろんなアイデアを出し合って明るくやろうと地権者の皆さんも頑張っていますので、ぜひ応援のメールなどをよろしく願います。同時に県への抗議のメールや手紙も有難いです。(〒850-8570 長崎市江戸町 2-13 長崎県知事 中村法道様 電話：秘書課 095-895-2015 FAX：095-895-2548 メール：県 HP から知事への提言フォームへ)

仮処分を受けた 16 人は現場に行けないのが残念ですが、その分少しでも多くの県民に現状を伝え、強制収用反対の世論が高まるようなことに力を入れたいと思っています。いま大切なのは実際にまったく不要な石木ダム事業のための付け替え道路工事を止めることと、その行動の正当性や地権者の思いを県民に伝え、理解や支持を広げることです。そして、第3陣、第4陣・・・とますます現地での応援の輪が広がる、それはもちろん簡単なことではありませんが…。

パタゴニアの全面支援

私たち「石木川まもり隊」は人数も資金も知識もナイナイづくめで本当に微力ですが、水源連の皆様の情報や助言、アウトドア衣料メーカー「パタゴニア」の助成金等のおかげで、石木ダム問題のパンフレットや漫画「ダムのツボ」、ニュースレター『滴』などを発行し、石木ダムが有害無益な事業であることを発信してきました。今年1月佐世保でのダムネーション上映会以降、パタゴニアとの連携がさらに深まり、資金的援助だけでなく様々なアイデアやマンパワーまで提供して頂けるようになり、活動のスケールが劇的に変化してきました。

●4月1日 パタゴニアは「石木ダム反対運動を全面的に支援する」という驚きのプレスリリースを発

2015年(平成27年)5月20日 水曜日
紙面編集・山下雅弘

午前9時すぎ、石木ダムの現場に、待ち構えていた反対地権者は、古川所長は「妨害行為は先頭に職員らが現場入り」列になって古川所長の前に違法との裁判所の判断が出る

中村知事のお面をかぶり、付け替え道路工事を訴える反対地権者ら
=19日午前9時41分、川棚町(山口隆行撮影)

石木ダム道路工事

顔隠し無言の抗議

反対派 県側の法的措置警戒

通行妨害禁止の仮処分という「司法の判断」を受け石木ダム反対地権者が選択したのは、個人の特定を避けるため顔を隠し、怒号も飛ばさない無言の抗議だった。ダムの付け替え道路工事を目指す県に対し、東彼川棚町の現場入り口前で展開した19日の阻止行動。反対地権者らは県職員に「工事強行より話し合い」などと記したプラカードを突きつけ、進入を阻んだ。

また、道を空けてください。皆さんの方から話はないのですか、顔を見せてくださいよ」と求めたが、地権者らはプラカードを指さすだけ。同所長はこの時、約15分引き返した。

一方で「現場に入るときには、強気の勢を見せた。強い口調でも入る」とも述べ、強気の勢を見せた。県の付け替え道路工事をめぐっては、反対地権者らが昨年、1週間の阻止行動で中止に追い込んだ。しかし、県は反対地権者や支援者23人に通行妨害禁止を求め、仮処分を長崎地裁佐世保支部に申し立て。同支部は今年3月、県が撮影したビデオ映像などで妨害行為が特定できた16人に対し、仮処分を決定した。

今回、阻止行動に参加したのは仮処分を受けた16人を除く約40人。個人が特定されないようそれぞれ防虫ネット付きの帽子を自深にかぶり、口にはマスク。中には中村法道知事の顔写真で作ったお面をかぶった人もいた。

夫が仮処分を受けた反対地権者(66)は取材に「必要のないダムだから反対しているだけ。これ以上、阻止行動の人数が減らないよう注意しながら抗議を続ける」としている。

(精々秀一郎)

長崎新聞
2015/5/20 朝刊

表。あわやエイプリルフール?と誤解されるところでした。

●しかし、その5日後の4月6日、今度はなんと外国特派員協会で、パタゴニア日本支社長と石木ダム反対地権者がそろって記者会見するという前代未聞の光景に誰もが「なんで?」と不思議に思いました。

●さらに、4月22日には朝日新聞全国版に新聞1ページを使ったカラー全面の意見広告が掲載され、同じものが23日には長崎新聞に、25日には東京新聞に掲載されました。地元長崎新聞の読者からの反響が少なかったのが不思議でしたが、見出しに「石木ダム」の文字がなく気づかなかったという人が結構多かったようで、それが残念でした。

●そして、極め付けがラッピングバス。意見広告と同様のキャッチフレーズ「失うものは美しいもの」を大書し「ダムはほんとうに必要なか皆で考えましょう」というコピーが印刷されたバスが5月から佐世保市内を走り始めたのです。車体広告主として石木川まもり隊の名前が両サイドに、支援者としてパタゴニアの名前が後部に明記されました。乗降側の車体には「水は足りています」と書かれています。「え!水は足りているの?」「私たちは何を失おうとしているのだろう?」などなど疑問や関心を持つ人の数が増えていくことを期待しています。

今月末には恒例の「こうぼる ほたる祭り」が開催されます。それまでに「川原公民館」の屋根の修理も終わるはずですが、その費用への寄付も現在955,000円集まっています。皆さんの温かいサポートに支えられて現地は今日も明るく元気に闘っています!

石木川まもり隊ブログも覗いてみて下さい! <http://blog.goo.ne.jp/hotaru39211>

意見広告

失うものは美しいもの

水は足りています

ダムはほんとうに必要なか皆で考えましょう

水需要の予測は本当に正しいのだろうか?

長崎県・川原地区石木川

ダム建設のコスト285億円は誰が負担するの?

美しい川原地区と昔ながらのコミュニティを次世代へ残さなくてよいのだろうか?

patagonia



6. 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会の活動と、お願いなど

1) 経過・活動報告

「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」は下記の活動を積極的に支援してきました。

- ① 水源連は、石木ダム建設絶対反対同盟から「土地収用法に基づいた石木ダム事業認定がされてしまうと、事業認定取消し訴訟の準備をしなければならないので、全国の皆さんに支援をお願いしたい」と要請を受け、第2次共有地運動を全国的に展開しました。その際に、勝手ながら、共有地権者になっていただいた方、支援カンパを送付いただいた方を構成員として、石木ダム建設絶対反対同盟を継続的に支援することを目的に、水源連内に「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を設置させていただきました。
- ② 石木ダム建設絶対反対同盟を守り抜いて、石木ダム事業中止を勝ち取るには、共有地設定、今後予想される裁判闘争、起業者からの攻撃に抵抗する様々な活動が必要になると予想されました。
- ③ 石木ダム事業認定が告示されたのが2013年9月6日です。事業認定取消し訴訟提訴を考えていたので早急に弁護団形成準備に取りかかり、2013年12月5日に弁護団結成集会を持ちました。
- ④ 弁護団は結成集会で、裁判所という第三者に自分たちの将来を預ける前に、まずは自主解決をはかる道を提起し、結成集会参加者全員が賛成しました。
- ⑤ 自主解決への道は2ページに記したように、起業者・長崎県と佐世保市の言い分から石木ダムの問題点を丁寧に洗い出し、質問状を作成して長崎県や佐世保市に提出、その回答と回答説明会の開催を求める、の繰り返しになりました。その結果をまとめた小冊子の作成が進んでいます。
- ⑥ 事業認定取消し訴訟は未だ提訴せず、事業認定不服審査請求を行っています。現在は意見書への処分庁からの弁明がだされ、それへの反論の提出が終わりました。次は意見陳述と進むのですが、私たちは、審査庁に、反論に書き込んだ問題提起と質問に認定庁が回答＝再弁明書を提出するように求めること、意見陳述は長崎県川棚町で公開の場で行うことなどの要請をしています。8ページの添付資料を参照ください。

2) 会計報告

共有地運動に必要な諸活動と法的手続き、署名活動関係書類の印刷・配布、弁護団結成準備から弁護団会議出席（スカイプ参加の時もあります）、公開質問状作成支援と回答・説明会同席、本会皆様への情報提供などの活動に、多くの費用がかさみました。

会計報告 2013年4月1日から2015年1月31日まで			
		単位:円	内訳
収入の部	2013年度	680,800	共有地運動応募者 673000+パンフレット売上金 7800=680800
	2014年度	296,000	会費とカンパ
	2015年度	19,000	会費とカンパ
	合計	995,800	
支出の部	共有地設定手続き費用	199,677	
	行動費(交通費)	473,870	弁護団結成準備、弁護団会議、長崎県交渉、長崎県・佐世保市回答説明会、現地調査など (水源連会計負担分を除く)
	パンフレット、チラシの印刷代	54,350	共有地運動・署名活動における、パンフレット・チラシ類
	水源連だより同封分担金	136,200	水源連だより印刷発送分担金
	事務費	43,389	スカイプツール、ハガキ、振込み手数料負担、封筒代、送料代
	合計	907,486	
	繰越金	88,314	

➤ 説明

行動費については水源連として石木ダム反対運動を重点課題としていることから、本会の会計状

況に応じて水源連会計が一部負担しています。

水源連だより同封分担金は、石木ダムについて記載してある水源連だよりを「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」の皆さんにお送りしたことによる出費です。

3) これからの予定

- ① 2 ページから 3 ページにわたって報告しましたように、石木ダムの不要性が治水・利水両面で明白になっていることをチラシにして、石木ダム事業の受益予定者とされている佐世保市民と川棚町民に知らせます。
- ② 上記チラシでは、石木ダムに使う財源は、水道であれば緊急を要する古い施設・システムの更新に、治水であれば下流域の内水氾濫対策と高潮対策に使うべきであることを提案します。
- ③ 水源連はこれらのことを実施することを目的に、パタゴニアに助成申請を提出しました。
- ④ 起業者はこれからも、私たちの共有地も含め、事業認定保留分の解除、収用・明渡し裁決申請を重ねてきます。これらへの対応で弁護士会議や弁護士と地権者・支援者の相談会を重ねる必要があります。これらの会議へスカイプによる間接参加だけでなく、直接参加が必要になります。
- ⑤ 起業者に公開での回答説明会を開かせる交渉、その結果としての公開回答説明会対応も必要になります。
- ⑥ これらの情報を適宜皆さんにメールやホームページ、この「こうばるからこんにちは」で知らせると共に、ご意見を伺います。

4) 今後要する費用 予算について

上記の行動予定をまかなうには、下記表の費用がかかります。ぜひとも、「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」のみなさんから財政面で支えていただくようお願いいたします。

2015 年度予算 2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで			
項 目		単 位:円	内 訳
収入の部	会費	540,000	会費 2000 円、会員予定数 270 人
	パタゴニア助成金	870,000	
	その他	60,000	カンパ
	合計	1,470,000	
支出の部	行動費(交通費)	250,000	長崎往復 12 回(半額は水源連会計より)、その他
	「こうばるからこんにちは」発行・発送	150,000	270 部を年 4 回発行、印刷代、送料
	パンフレット、チラシの発行	970,000	パンフレット・チラシ類の発行(パタゴニア助成を含む)
	事務費・通信費	40,000	封筒、はがき、FAX 通信、事務用品など
	その他	60,000	石木ダム建設絶対反対同盟主催の集会等の支援
	合計	1,470,000	

➤ 説明

長崎・東京の往復に約 3 万円かかります。月 1 回年間 12 回とし、その半額は水源連会計で負担します。その他、チラシの全戸配布関係等で必要な行動費を併せて計上します。

「こうばるからこんにちは」の印刷と送料が年 4 回として 15 万円 (送料 270 部×80 円×4 回+印刷費) 計上します。

チラシの全戸配布とアンケート実施でパタゴニアに 87 万円助成申請をしていますが、本会としてもその他のチラシ等を含め、10 万円程度の予算計上が必要と考えます。

その他として、石木ダム建設絶対反対同盟主催の集会等の支援のために 6 万円計上します。

今年から年会費お一人あたり 2000 円とさせていただきます。賛同いただける方は、同封のゆうちょ銀行払込取扱票で払い込んでいただけるよう、お願いいたします。(払込手数料がかかり、すみませんが、よろしくお願いいたします。)

2015年5月20日

国土交通大臣 太田 昭宏 様

意見陳述希望者 遠藤保男
他 85名

石木ダム事業認定不服審査請求に伴う意見陳述についての再度の申し入れ

私たちは石木ダム事業認定不服審査請求において意見陳述を申し出ている者です。今後予定されている意見陳述について、再度、下記の通り申し入れます。

1：事業認定庁（九州地方整備局）からの再弁明を求めます。

意見陳述にあたって、当方が提出した反論書に対する事業認定庁（九州地方整備局）からの再弁明を求めます。

公共事業は起業者と当該事業関係者との間で合意形成がはかられることを目指すのが当然です。合意形成を前提とすることなく事業が進められてきたからこそ、起業者は土地収用法を適用せざるを得ない状況に陥りました。

当方は石木ダム事業には必要性がないこと、事業が合意形成を意識することなく一方的に進められてきたことなどの事実と疑問を丁寧に意見書および反論書に記しました。合意形成を前提とするならば、当方の反論に対して事業認定庁からの再弁明があつて当然です。お互いの認識がどこでずれてしまっているのか、ずれたままで強制収用という暴力がまかり通って良いのか、13世帯60人の皆さんの人権蹂躪を食い止めることはできないのか、しっかりと意思疎通を図る必要があります。

意見陳述は反論書に記した事実と疑問への事業認定庁からの再弁明書を見てから行いたいと考えます。

不服審査庁である国土交通省・太田 昭宏大臣には、石木ダム事業の事業認定庁である九州地方整備局長に、再弁明を求められるよう、強く要請いたします。

2：意見陳述予定日

当方が提出した反論書への、事業認定庁（九州地方整備局）からの再弁明書が私たちに届いてから1ヶ月後とし、具体的にはその段階で打ち合わせて決めることを求めます。

3：意見陳述場所

この事件によって生活の場を失う状況になりかねない人たちが13世帯約60人おられるので、それらの方々が傍聴できるように、川棚町でおこなうことを求めます。

4：意見陳述の持ち方

その1

この事件によって生活の場を失う状況になりかねない人たちが13世帯約60人おられること、受益予定者とされている川棚町民、佐世保市民にとってもきわめて重要な問題であること、などから、公開とすることを求めます。

その2

この事件は、起業者の説明責任が全く果たされていないことに起因しています。

それにもかかわらず、認定庁は事業認定審査過程において自己検証することなく、起業者の言い分をそのまま認めています。

13世帯約60人の皆さんにとっても、受益予定とされている人々にとっても、また、共有地権者にとっても、まったく不要と認識している事業が事業認定されたことは全く理解できることではありません。

意見陳述者は認定庁に多くの疑問を提示せざるを得ません。また、13世帯約60人の皆さん、受益予定とされている皆さんも多くの疑問を持たれています。

よって、意見陳述者と認定庁との意見の交換、その交換を踏まえての13世帯約60人の皆さん、受益予定とされている皆さんたちとの意見交換ができるようにしてください。イメージは土地収用法における公聴会（公開の場での意見陳述と、認定庁との質疑応答方式）プラス 収用法適用対象地権者&受益予定者を含めた意見交換です。